○九州地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡県筑後市大字尾島字小屋一八七番一から同市大字尾一九番一まで	後前	一一・〇メートル 七七・八〇〇メートル	〇・〇キロメートル 四四・〇〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	久留米市善導寺町木塚字千田一五二番五から同市善導寺町木塚字蒲口一九五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月三十一日

○九州地方整備局告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百十号	久留米市善導寺町木塚字千田一五二番五から同市善導寺町木塚字蒲口一九五番二まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年九月一日

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成28年度の平成28年５月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成 28 年 8 月 31 日　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	57,604,000,000	192,265,616	—	192,265,616	△57,411,734,383	0.3
租税	56,552,000,000	44,466,387	—	44,466,387	△56,507,533,612	0.0
所得税	17,975,000,000	—	—	—	△17,975,000,000	—
法人税	12,233,000,000	—	—	—	△12,233,000,000	—
相続税	1,921,000,000	6,373,591	—	6,373,591	△1,914,626,408	0.3
消費税	17,185,000,000	—	—	—	△17,185,000,000	—
酒税	1,359,000,000	3,654,459	—	3,654,459	△1,355,345,540	0.2
たばこ税	923,000,000	280,818	—	280,818	△922,719,181	0.0
揮発油税	2,386,000,000	22,780	—	22,780	△2,385,977,219	0.0
石油ガス税	9,000,000	4,517	—	4,517	△8,995,482	0.0
航空機燃料税	52,000,000	107	—	107	△51,999,892	0.0
石油石炭税	688,000,000	—	—	—	△688,000,000	—
電源開発促進税	320,000,000	—	—	—	△320,000,000	—
自動車重量税	385,000,000	—	—	—	△385,000,000	—
関税	1,106,000,000	33,358,360	—	33,358,360	△1,072,641,639	3.0
とん税	10,000,000	771,135	—	771,135	△9,228,864	7.7
特別とん税	—	372	—	372	372	—
旧税	—	245	—	245	245	—
印紙収入						
印紙収入	1,052,000,000	147,799,228	—	147,799,228	△904,200,771	14.0
官業益金及官業収入						
官業収入	44,653,935	3,557,120	7,073,561	10,630,681	△34,023,253	23.8
政府資産整理収入	304,924,170	8,249,451	8,405,743	16,655,195	△288,268,974	5.4
国有財産処分収入	119,690,753	3,989,801	4,353,456	8,343,258	△111,347,494	6.9
回収金等収入	185,233,417	4,259,650	4,052,286	8,311,937	△176,921,479	4.4